

小規模事業者持続化補助金 様式の作成および申請の流れについて 〈第12回 一般型〉

〈はじめに〉

本補助金は給付金ではありません。審査があり、不採択になる場合があります。対象は小規模事業者のみです。

制度内容の詳細や申請後のお問い合わせは、「[全国商工会連合会小規模事業者持続化補助金事務局](#)（連絡先は2枚目に記載）」にご連絡ください。

〈申請の流れ〉

1. 「公募要領」「ガイドブック」「参考資料」を熟読し、制度内容をご確認ください。

※全国商工会連合会ホームページからダウンロードできます。

<https://r3.jizokukahojokin.info/index.html>



2. ご自身にて様式（申請書類）の作成を行い、必要書類をご用意ください

「公募要領」等の内容を確認しながら「様式」を作成します。



3. 申請に必要な様式を作成したら、「様式4」の発行依頼を行ってください

- ・【5月25日（木）】までに、東京商工会議所世田谷支部に来所するか様式4発行依頼書をFAXする
- ・専門家（中小企業診断士）との面談を希望する方は東京商工会議所世田谷支部に事業者様ご本人が連絡のうえ予約してください。（1事業者1回のみ）

東京商工会議所世田谷支部
世田谷区太子堂 2-16-7 世田谷産業プラザ 2階
電話：03-3413-1461 FAX 03-3413-1465
（9：30～17：00/土日祝日除く）

〈専門家との面談 予約当日のお願い〉

面談者：事業者様ご本人（代理人不可）

お持ちいただく書類：「様式1、2、3」を2部ずつ印刷してお持ちください。

※うち1部は商工会議所保管用のため返却はいたしません。

面談時間：最長1時間

予約時間について：予約時間の10分前に必ずお越しください。

遅刻された場合、終了時間は延長できません。



4. 発行依頼・面談後、以下のいずれかの方法で「様式4」を受け取ってください。

①発行依頼の2営業日後以降に、世田谷支部に来所して受け取る

②面談時にレターパックを持参し、2営業日後に郵送

※レターパックのみ対応。保管用シールは剥がさずにお持ちください。

郵便局の配送状況により到着が遅れる場合がありますので、ご注意ください。



5. 全ての必要書類（および電子データ）を「全国商工会連合会 小規模事業者持続化補助金事務局」に郵送（締切日当日消印有効）、または電子申請（締切日23：59まで）で提出する（郵送申請は採択審査において減点となります）

裏面につづく→

【郵送提出先】

〒151-8799 代々木郵便局留め
「【一般型】商工会議所地区 小規模事業者持続化補助金 事務局」

- ・提出書類は、公募要領に掲載の「応募時提出資料」にてご確認ください。
- ・G ビズ ID をお持ちの方は、補助金申請システム「J グランツ」でも申請できます。
※アカウントの事前登録が必要です。

【問い合わせ先】

制度内容や公募要領等の不明点については、下記にお問い合わせください

商工会議所地区
小規模事業者持続化補助金事務局（商工会議所地区 補助金事務局）
電話： 03-6632-1502
(9:00~12:00、13:00~17:00／土日祝日、年末年始の休業日除く)

【申請書類提出後について】

事業者と小規模事業者持続化補助金事務局とのやり取りになります。
（東京商工会議所は、審査・採択後の手続きには一切関与しておりません。）

提出後の流れなどの詳細は、「ガイドブック」をご参照ください。